北九州広域都市計画

区域区分の変更

令和7年 月 日 告示

北九州市

北九州広域都市計画区域区分の変更(北九州市決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

		年 次	平成27年	令和7年	
区	分		(基準年)	(基準年の10年後)	
		都市計画区域内人口	1, 036千人	984千人	
	市街化区域内人口配分する人口保留する人口		990千人	944千人	
			_	939千人	
			_	5千人	
		(特定保留)	_	0人	
	(一般保留)		-	5千人	

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理由別紙のとおり

別紙

理由書

北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部区域で構成されている。このうち北九州市については、昭和45年12月28日に線引きに係る都市計画を初めて 決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに8回の定期見直しに加え、必要に 応じて随時見直しを行ってきた。

本市では、平成30年に「北九州市都市計画マスタープラン」を改定し、少子高齢化の時代においても活力のあるまちを持続的に育んでいくため、コンパクトなまちづくりを推進していくこととしている。

今回の区域区分の変更は、市街化区域内の災害リスクの高い地域や人口密度の低下が見込まれる地域などを新たな住宅宅地開発等により市街化が拡がらないように、市街化区域を市街化調整区域へ編入するものである。

北九州広域都市計画

区域区分の変更

令和7年 月 日 告示

北 九 州 市

北九州広域都市計画

区域区分の変更

令和6年7月30日 告示

北九州市

-4-

新

北九州広域都市計画区域区分の変更(北九州市決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

	_	年 次	亚母07年	△和7左	
		平 次	平成27年	令和7年	
Σ	<u>ζ</u>	分	(基準年)	(基準年の10年後)	
		都市計画区域内人口	<u>1, 036千人</u>	<u>984千人</u>	
		市街化区域内人口	<u>990千人</u>	<u>944千人</u>	
		配分する人口	-	<u>939千人</u>	
		保留する人口	-	<u>5千人</u>	
		(特定保留)	-	0人	
		(一般保留)	-	<u>5千人</u>	

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

北九州広域都市計画区域区分の変更(北九州市決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

	_	年 次		次	平成27年	令和7年	
ı	<u>×</u>	分			(基準年)	(基準年の10年後)	
	都市計画区域内人口				<u>1, 036千人</u>	<u>984千人</u>	
		市街化区域内人口			<u>990千人</u>	944千人	
		配分する人口			-	<u>939千人</u>	
	保留する人口				-	<u>5千人</u>	
		(特定保留)			-	0人	
		(一般保留)			-	<u>5千人</u>	

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

		議題第409号
新	If	
理由	理由	
北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部区域で構成されている。このうち北九州市については、昭和45年12月28日に線引きに係る都市計画を初めて決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに8回の定期見直しに加え、必要に応じて随時見直しを行ってきた。本市では、平成30年に「北九州市都市計画マスタープラン」を改定し、少子高齢化の時代においても活力のあるまちを持続的に育んでいくため、コンパクトなまちづくりを推進していくこととしている。今回の区域区分の変更は、市街化区域内の災害リスクの高い地域や人口密度の低下が見込まれる地域などを新たな住宅宅地開発等により市街化が広がらないように、市街化区域を市街化調整区域へ編入するものである。	して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに8回の定期見直しに加て随時見直しを行ってきた。 本市では、平成30年に「北九州市都市計画マスタープラン」を改定し、少においても活力のあるまちを持続的に育んでいくため、コンパクトなまちづくくこととしている。 そのような中、都市計画基礎調査の結果等から、道路や上下水道等の都市イニ	計画を初めて決定 記え、必要に応じ 子高齢化の時代 りを推進してい ンフラが整備さ 都市的土地利用 活街化区域に編入 としている区域

都市計画の策定の経緯の概要

北九州広域都市計画区域区分の変更(北九州市決定)

事 項		時 期		備	考
福岡県 下協議 国土交通省 下協議	令和5年 令和5年	2月 ~ 6月	中旬下旬		
公聴会用原案の縦覧	令和5年	9月	15日 ∼29日	縦覧者	1 4名
公聴会 福岡県知事 事前協議	令和5年	10月	10日	公述者	11名
国土交通大臣 事前協議	令和6年	2月	中旬		
都市計画案の縦覧	令和6年	4月	1日 ~15日	縦覧者 意見書	1名 32名
福岡県知事 事前協議	令和6年	7月	上旬		H
国土交通大臣 事前協議	令和6年	7月	上旬		
都市計画案の縦覧	令和6年	9月	3日 ~17日	縦覧者 意見書	9名 4名
市都市計画審議会審議	令和6年	11月	下旬	(予定)	τνμ
福岡県知事の意見聴取	令和6年	12月	上旬	(予定)	
国土交通大臣の同意	令和6年	12月	中旬	(予定)	
都市計画の変更決定告示	令和7年	1月	中旬	(予定)	